

船橋市商工業戦略プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会を取り巻く環境や構造、市民の生活スタイルなどが大きく変動する中で、これからの船橋市の商工業を中心とした産業の基盤強化と活性化を目的に、新たな商工業振興策を戦略的かつ効果的に推し進めるための船橋市商工業戦略プラン(以下、「戦略プラン」という。)を策定するため、船橋市商工業戦略プラン策定委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 戦略プランの策定に必要な調査及び研究に関すること。
- (2) 戦略プランの策定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び副委員長及び委員をもって組織し、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 市の職員
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、議事の進行及び整理を行う。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下、「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となり、議事を整理する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、第2条に掲げる任務が完了したときをもって満了とする。

(会議の公開等)

第6条 委員会の議事録及び会議に係る資料は、公開する。

- 2 委員長は、議事録及び会議に係る資料の公開にあたっては条件を付することができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、経済部商工振興課に置く。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。